

**令和 8 年熊本地震により被災した世帯の学生に対する  
令和 8 年度前期(4 月～9 月)分授業料収納猶予申請要項**

令和 8 年熊本地震の被災により以下の「1. 申請資格」に該当する場合は、「令和 8 年熊本地震により被災した世帯の学生に対する令和 8 年度前期分授業料収納猶予」(以下、「本制度」という)に申請することができます。申請する場合は本要項をよく読み、「3. 申請方法」に定める KOAN アンケートへの回答および書類提出を期日までに完了してください。申請に基づき本学で審査を行い、認められた方に対して支援を行います。

日本人等学部生で高等教育修学支援制度の家計急変採用に申請可能な方は、同制度にも申請ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/kyufu/kyuhen>

## 1. 申請資格

学部学生及び大学院学生で、主たる学資負担者(注意点参照)が罹災し、下記のいずれかの事由により、被災日(令和 8 年 7 月 28 日)以降に令和 8 年度前期分授業料の納付が必要となった者。

ただし、被災日以前より令和 8 年度分授業料(前期)を滞納している者は除きます。

①令和 8 年 7 月 31 日付以降の発表「令和 8 年度前期分授業料免除等(収納猶予・月割分納含む)」の結果において授業料の納付が必要となった者。(2/3 免除、半額免除、1/3 免除、収納猶予、月割分納、および不許可者。申請後に取下げまたは申請資格なしとなった者は除く。)

②令和 8 年 7 月 28 日以降に休学から復学し、授業料の納付が必要となった者。

### **重要** 【本制度申請者の授業料の口座引き落とし又は振り込みについて】

・口座振替を設定されている方は、8月27日及び9月28日の引落日前日までに、以下の対応を行ってください。

**振替口座の残高を減らし、授業料が引き落とされないようにしておく**

・振込依頼書がお手元にある方は、支払いをせず破棄してください。

※本制度に申請しているにもかかわらず令和 8 年度前期分授業料を支払ってしまった場合、申請が無効となりますのでご注意ください。

## (注意点)

### 主たる学資負担者について

主たる学資負担者について、大阪大学授業料免除等制度申請者は、同制度申請時の申請者区分に基づき判断します。高等教育修学支援制度申請者は「一般」の申請者区分に基づき判断します。いずれの制度へも申請していない方は、原則、「一般」の申請者区分に基づき判断します。

| 申請者区分                | 主たる学資負担者                                              |
|----------------------|-------------------------------------------------------|
| 一般                   | ①父及び母<br>または、 <u>父母が不在の場合に限り</u> 、<br>②父母に代わり家計を支持する者 |
| 独立生計者(学部生は原則として選択不可) | 申請者本人、及び申請者の配偶者                                       |
| 私費外国人留学生             |                                                       |

## 2. 支援内容

申請書の内容を審査のうえ承認された場合、令和 8 年度前期(4 月～9 月)分授業料の納入を、最長で令和 9 年 2 月下旬まで猶予します。なお、猶予の適用は猶予決定時の在籍課程に在学している期間に限り、猶予期間中に休学するときは休学開始日の前日、卒業・修了・退学等により離籍する場合は離籍日をもって猶予を終了します。

### 3. 申請方法①以下の KOAN アンケートに回答する

タイトル:【令和 8 年熊本地震により被災した世帯の学生に対する令和 8 年度前期(4 月～9 月)授業料収納猶予申請】

#### ②以下のいずれかの書類を吹田学生センターへ提出する

| No. | 必要書類                              |                            |
|-----|-----------------------------------|----------------------------|
| 1.  | 罹災証明書(写)またはその申請書                  | 該当者                        |
| 2.  | 学資負担者が地震により死亡・行方不明または負傷したことがわかる書類 |                            |
| 3.  | その他地震による被害の状況がわかる書類               |                            |
| 4.  | 事情書                               | 1.～3.の書類の中に<br>後日提出の書類がある方 |

※②については申請中であることがわかる書類でも提出可能です。

※②について、窓口への提出が難しい場合は、吹田学生センターへご相談ください。

※後日上記以外の追加書類を求める場合があります。その際は大学の指示に従い追加書類を提出してください。

### 4. 申請手続き

#### 申請期間

令和 8 年 9 月 30 日(水)16時30分まで

※期限までに提出書類を用意できない場合、事由書を申請書と併せて提出してください。KOAN アンケートでの申請は期限までの回答が必須です。

#### 書類提出方法

各キャンパス学生センターの窓口にて、熊本地震による前期分授業料収納猶予書類提出の旨を申し出て提出。

ただし、学生センターへ来室できない場合は以下吹田学生センター問合せ先までご連絡ください。

### 5. 判定結果発表

KOAN掲示(個別連絡)にて判定結果を通知いたします。

※10 月末に結果を発表する予定です。10 月末に審査が間に合わなかった方については、以降の毎月末の結果発表を予定しております。ただし、状況により、上記によらない場合もあります。

※判定の結果猶予が認められなかった場合、発表日の翌月下旬が支払い期限となります。具体的な支払期限は、結果発表後に発送される振込依頼書を確認してください。

例：10 月末結果発表 ⇒ 11 月下旬支払い

11 月末結果発表 ⇒ 12 月下旬支払い

### 6. 留意事項

・既に令和 8 年度前期分授業料の全額免除の支援を受けている方は対象となりません。

・判定結果が発表されるまでの間、令和 8 年度前期分授業料の納付が猶予されます。

ただし、明らかに支援対象者でないと判断される場合は、この限りではありません。

なお、猶予が許可された場合でも、所定の期日までに納入が完了しなければ、令和 9 年3月31日付け除籍となります。

・本制度に申請する方で令和 8 年度後期も本学に在籍する方は、令和 8 年度後期分大阪大学授業料免除等制度もしくは高等教育修学支援制度授業料減免へ申請を行ってください。

申請期間等の詳しい内容は 8 月末日に本学ウェブサイトに掲載の申請要項(申請案内)を参照ください。

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission>

・個人情報の取り扱いについて

出願にあたって提出された個人情報及び大学が取得した個人情報は、「本要項が定める授業料免除の審査業務」を行うために利用します。また、得られた個人情報及び授業料免除の選考結果は、本学が行う「学生の経済的支援に関する業務」において利用することがあります。なお「学生支援の改善」「大学の管理運営(各種統計調査・分析、事業企画等)」を目的として利用する場合は個人が特定できないよう処理します。

### 7. 本件問合せ先

吹田学生センター授業料免除担当

TEL:06-6879-7088,7161

E-mail:gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp